

L I F E D E S I G N M E E T I N G企画・運営委託業務仕様書

1 業務名

L I F E D E S I G N M E E T I N G企画・運営委託業務（以下「本業務」という。）

2 目的

呉市には、世界企業やニッチトップ企業、特色ある店舗など魅力的な事業所が多いものの、それらが認知されていないことから、多くの若者や女性が市外に仕事を求め転出しており、慢性的な人手不足に悩まされている状況である。

また、市や支援機関の支援により、チャレンジ環境は整いつつある一方で、「呉であれば何かチャレンジができる」という機運までには至っていない実情がある。

本業務では、市内で事業活動をする者等をゲストとするトークイベント「L I F E D E S I G N M E E T I N G」を企画・運営することにより、「若者・女性をはじめとした市民に対する市内事業所の認知度向上」、「若者・女性に、呉で仕事（起業を含む）をすることを、将来の選択肢の一つに加えてもらうこと」、「市内事業所の人手不足の解消及び市内での起業をはじめとしたチャレンジの増加」に寄与することを目的とする。

3 期待する効果

- (1) 若者、女性が「働くかっこいい」大人に出会え、将来、呉で働く又は起業する動機付けの創出
- (2) ゲスト、参加者の異業種交流から生まれる新たなビジネスをはじめとした地域経済活性化のための「化学反応」の創出

4 内容

(1) 企画・運営

次のとおり、L I F E D E S I G N M E E T I N Gを企画・運営する。

- ア 各回2時間程度とし、1～2ヶ月に1回、計4回以上の定期開催とすること
- イ 市内各所の公共施設や飲食店等、集客・参集が容易な場所で開催すること
- ウ 第2項を踏まえたゲストを、各回4名程度招聘すること
- エ ゲストは、起業家・会社員から男女1名ずつを選出すること
- オ ゲストのプレゼンテーション並びにゲスト及び参加者が交流する機会を設けること

(2) 集客・広報

次のとおり、受託者自らが集客・広報を行うこと

- ア 第2項を踏まえた参加者を、各回20名程度集客すること
- イ 参加者には、可能な限り異なる者を募り、1人でも多くの若者や女性を集客できるよう、様々な媒体を通じて広報すること

(3) その他

施設使用料やゲストの報酬等、原則、本業務に係る経費は受託者負担とすること

5 委託契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

6 成果品

- (1) 実績報告書
- (2) 本業務の遂行過程で取得し又は作成した資料や写真
- (3) その他、本業務に付随する資料で本市が求めるもの

7 業務履行に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、呉市と連絡調整を十分に行い、円滑に本業務を実施すること
- (2) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ呉市の承認を得ること
- (3) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき、その取扱いには十分留意するとともに、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざんの防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じること
- (4) 受託者は、本業務の履行に際して知り得た情報については守秘義務を負うものとし、本業務終了後においても同様とすること
- (5) 受託者は、労働関係諸法令その他の関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うこと
- (6) 本業務を遂行する上での必要な画像データ、資料等は、受託者が入手するとともに、本業務により作成した報告書等の著作権及び著作権は、呉市に帰属するものとし、呉市の承諾なく、他に公表、貸与又は使用してはならない。また、報告書の作成に当たって、他の個人、団体等の資料を引用する場合には、当該著作権者の承諾を得ること
- (7) 本業務の実施に当たり、呉市が受託者に貸与した資料に損傷を与えた場合は、受託者の責任により修復すること。また、呉市が貸与した資料は、本業務の終了をもって速やかに呉市に返却すること
- (8) 本仕様書に明示していない事項又は本業務の履行中に疑義が生じた場合は、その都度、呉市と協議し、その指示に従うこと
- (9) 受託者は、本業務の実施過程で発生した障害や事故等について、その大小に関わらず、呉市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする